

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究審査委員会標準業務手順書の一部を次のように改正する。

医薬品等臨床研究審査委員会委員長 田崎 嘉一

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究審査委員会標準業務手順書の一部改正手順書

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究審査委員会標準業務手順書の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 治験審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 薬剤部長</p> <p>(2) 内科系診療科長又は副科長 若干名</p> <p>(3) 外科系診療科長又は副科長 若干名</p> <p>(4) 中央診療施設等の長、副部長又は副センター長 若干名</p> <p>(5) 人文・社会学系の教授又は准教授 1名</p> <p>(6) 副薬剤部長 1名</p> <p>(7) 副看護部長 1名</p> <p>(8) <u>事務局次長（病院担当）</u></p> <p>(9) その他病院長が必要と認める学外の学識経験者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第7号及び第9号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>3 第2号、第3号及び第4号の委員から計4名以上を委嘱する。また、第9号の委員の委嘱は当分の間、2名とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>2021年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 治験審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 薬剤部長</p> <p>(2) 内科系診療科長又は副科長 若干名</p> <p>(3) 外科系診療科長又は副科長 若干名</p> <p>(4) 中央診療施設等の長、副部長又は副センター長 若干名</p> <p>(5) 人文・社会学系の教授又は准教授 1名</p> <p>(6) 副薬剤部長 1名</p> <p>(7) 副看護部長 1名</p> <p>(8) <u>病院事務部長</u></p> <p>(9) その他病院長が必要と認める学外の学識経験者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第7号及び第9号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>3 第2号、第3号及び第4号の委員から計4名以上を委嘱する。また、第9号の委員の委嘱は当分の間、2名とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>